

(第69回定時株主總會招集通知添付書類)

第 69 期 報 告 書

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告
監 査 役 会 の 監 査 報 告



築地魚市場株式會社

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

①経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は政府・日銀による経済政策や金融政策により、雇用、所得環境の改善が進んでいるものの、個人消費は依然低調で推移するなど国内景気は足踏み状態が続いております。

また、新興国経済の減速、英国におけるEU離脱問題や米国の新政権発足等による世界経済の不確実性が高まり、不透明感が増しております。

当社を取巻く水産卸売業界においては、天候不順による鮮魚類の入荷減少、また市場外流通の増大、市場内流通縮小による価格競争の激化等の構造的な諸問題、消費者の安全・低価格志向や魚離れ等、厳しい業界環境が続いております。

②決算概況

このような状況のもと、当社グループは、大衆魚を中心とした鮮魚類の不漁による入荷減少もありましたが、平成28年9月に築地市川水産株をグループ化したことによる増収効果もあって、売上高は783億10百万円（前年同期売上高781億55百万円）と増収となり、収益面では入荷減並びに利益率低下に加え、市場移転に備え在庫水準を引下げたことによる築地場内冷蔵庫の収益悪化、また、前年度に賃貸用不動産を売却したことによる収益減もあり、営業損失は51百万円（前年同期営業利益2億42百万円）、支払利息の削減等により、経常利益は18百万円（前年同期経常利益2億92百万円）となり、投資有価証券売却益6億33百万円を特別利益に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は6億49百万円（前年同期親会社株主に帰属する当期純利益9億74百万円）となりました。

なお、移転延期に伴って発生する豊洲関連費用及び築地における追加的費用は、東京都の補償スキームにより補償されますので、移転延期に伴い発生する費用自体が平成29年3月期の業績に与える影響は軽微であります。

③部門別の状況

〔水産物卸売業〕

生鮮水産物は、アジ、スルメイカ、鮭鱒等大衆魚が不漁で集荷に苦労したものの、タイ、カンパチ、キンメダイ等の取扱いが増加し、取扱金額は前年比で増加いたしました。築地市川水産(株)のグループ化、共同水産(株)で対応している鮮魚加工の取り組みも、取扱金額増に貢献しております。

冷凍水産物は、冷凍メバチの記録的な不漁が響き取扱数量が減少、取扱金額は減少いたしました。

加工水産物は、魚卵、しらす干の取扱数量が減少し、取扱金額は減少いたしました。

以上の結果、水産物卸売業は、売上高は777億57百万円（前年同期は773億95百万円）、セグメント損失は1億45百万円（前年同期は25百万円のセグメント利益）となりました。

〔冷蔵倉庫業〕

冷蔵倉庫業は、売上高は3億97百万円（前年同期は4億59百万円）、セグメント利益は4百万円（前年同期は42百万円のセグメント利益）となりました。

〔不動産賃貸業〕

不動産賃貸業は、売上高は1億55百万円（前年同期は3億円）、セグメント利益は89百万円（前年同期は1億74百万円のセグメント利益）となりました。

(売上高明細)

| 区 分 | 第 68 期 平成 28 年 3 月 期 | | 第 69 期 平成 29 年 3 月 期 (当連結会計年度) | |
|-------------|-------------------------|-------------------|--------------------------------------|-------------------|
| | 金 額 | 構 成 比 | 金 額 | 構 成 比 |
| 水 産 物 卸 売 業 | 77,395 ^{百万円} | 99.0 [%] | 77,757 ^{百万円} | 99.3 [%] |
| 冷 蔵 倉 庫 業 | 459 | 0.6 | 397 | 0.5 |
| 不 動 産 賃 貸 業 | 300 | 0.4 | 155 | 0.2 |
| 合 計 | 78,155 | 100.0 | 78,310 | 100.0 |

④次期の見通し

国内鮮魚入荷の減少傾向は続き、輸入物を主体とする冷凍品も高騰する一方で、消費者の節約志向は継続しており、市場外流通との競合も相まって、水産物卸売業界を取り巻く環境は引続き厳しい状況が続くと予想しております。

このような状況の中、次期業績の見通しにつきましては、販売力強化と利益率の改善、物流費を中心としたより一層の経費の削減に注力することにより、売上高は810億円、営業利益は1億円、経常利益は1億30百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は1億20百万円としております。

なお、当社は、豊洲新市場への移転を前提として、『新経営計画＝CHALLENGE—2020』を推進しておりましたが、東京都知事による移転延期の発表により、平成28年11月に実施される予定であった移転時期が不透明となったため、次期業績見通しについては、引続き東京都中央卸売市場築地市場での営業を前提とした見通しとしております。

また、上記記載のとおり、移転延期に伴って発生する豊洲関連費用及び築地における追加的費用は、東京都の補償スキームにより補償されますので、移転延期に伴い発生する費用自体が次期の業績に与える影響は軽微であります。

(2) 対処すべき課題

①会社の経営の基本方針

当社は、卸売市場法に基づく東京都中央卸売市場の荷受会社として、“国民の健康的な食生活への貢献”という社会的使命を果たしていくとともに、集荷力・販売力の強化に努め、首都圏の一大消費地を抱える市場荷受としての優位性を発揮しつつ、“旧来型の荷受会社から、広範な機能を有する販売会社への転換”を図り、新たな価値創造によってステークホルダーの期待に応えてまいります。

②中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、平成26年度より『新経営計画＝CHALLENGE—2020』を推進しており、豊洲新市場移転への助走期間と位置付けた2年計画“フェーズⅠ”は、平成27年度で所期の目的を概ね達成し終了しました。

平成28年からは、セカンドステップとして“フェーズⅡ”をスタートさせ、同年8月末に、豊洲新市場における加工機能の拡充等の戦略拠点として、総

投資額53億円を投じた多機能型冷蔵庫を完成させ、同年11月の新市場開場に向け万全の態勢を整えておりました。

しかしながら、東京都知事による移転延期の発表（平成28年8月末）により状況は一変し、豊洲新冷蔵庫は未稼働（建設仮勘定）となり、“フェーズⅡ”の所期の計画については、歩みを止めざるを得ない状況にあります。

株主始めステークホルダーの皆様には、多大なるご心配をお掛け致しますが、この移転問題に対する適時的確な対応を最優先に検討して参りますので、何卒、事情ご賢察のうえ、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

一方、当社は、上記フェーズⅡで掲げた販売力強化という機能拡充の一環として、平成28年8月末日付で、東京都中央卸売市場築地市場の大手仲卸業者である築地市川水産（株）（取扱高：約62億円）をグループ化（当社子会社の共同水産（株）の100%子会社）しており、今後とも、当社基本戦略の推進に着実に取り組んでまいります。

株主各位におかれましては、こうした当社グループの経営施策や取り組みに対して、ご理解を賜りますとともに、今後とも引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は47億23百万円であります。その主なものは、豊洲市場内の新冷蔵庫建設への設備投資によるものであります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、豊洲市場内の新冷蔵庫建設に係る資金調達として東京都制度融資を利用して、金融機関より50億83百万円の借入を行いました。

(5) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

| 区 分 | 平成25年度 第 66 期 | 平成26年度 第 67 期 | 平成27年度 第 68 期 | 平成28年度 第 69 期 (当連結会計年度) |
|---------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 81,023 | 79,835 | 78,155 | 78,310 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 386 | 135 | 292 | 18 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円) | 489 | 132 | 974 | 649 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 218円04銭 | 59円21銭 | 434円32銭 | 289円25銭 |
| 総 資 産 (百万円) | 14,575 | 12,862 | 13,148 | 18,086 |
| 純 資 産 (百万円) | 4,161 | 4,621 | 5,666 | 5,757 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、発行済株式総数より自己株式の数を除いて算出しております。
2. 平成28年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合を実施したため、第66期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し1株当たり当期純利益金額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 平成25年度 第 66 期 | 平成26年度 第 67 期 | 平成27年度 第 68 期 | 平成28年度 第 69 期 (当期) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|--------------------------|
| 売 上 高 (百万円) | 78,587 | 77,501 | 75,660 | 73,257 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 439 | 165 | 304 | 116 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 580 | 121 | 1,004 | 746 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 258円51銭 | 53円98銭 | 447円44銭 | 332円74銭 |
| 総 資 産 (百万円) | 13,852 | 12,039 | 12,401 | 17,232 |
| 純 資 産 (百万円) | 3,957 | 4,401 | 5,479 | 5,666 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、発行済株式総数より自己株式の数を除いて算出しております。
2. 平成28年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合を実施したため、第66期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 出資比率 | 主要な事業内容 |
|-----------|-----------|------------|------------------|
| 豊海東市冷蔵(株) | 50 百万円 | 直接 100.0 % | 冷蔵倉庫業 |
| 共同水産(株) | 50 | 直接 100.0 | 水産物の加工・販売、不動産の賃貸 |
| 築地市川水産(株) | 10 | 間接 100.0 | 生鮮加工水産物の販売 |

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

- ① 水産物卸売業……当社は生鮮加工水産物の委託買付販売、共同水産(株)及び(株)キタシヨクは生鮮、冷凍加工水産物の加工・販売を、築地市川水産(株)は生鮮加工水産物の販売を、東市築地水産貿易（上海）有限公司は中国向け水産物の販売を行っております。
- ② 冷蔵倉庫業……当社及び豊海東市冷蔵(株)は冷蔵倉庫業を営んでおります。
- ③ 不動産賃貸業……当社及び共同水産(株)は所有する不動産の一部を当社グループの会社及び外部に賃貸しております。

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

- ① 当社
本社 東京都中央区築地五丁目2番1号
冷凍工場 東京都中央区築地五丁目2番1号
八王子支社 東京都八王子市北野町588番地1
- ② 子会社
豊海東市冷蔵(株) 東京都中央区
共同水産(株) 東京都中央区
築地市川水産(株) 東京都中央区
(株)キタシヨク 北海道石狩市
東市築地水産貿易（上海）有限公司 中国上海市

(9) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 当社グループの使用人の状況

| | 使用人数 | 前期末比増減 |
|--------|------|--------|
| 水産物卸売業 | 232名 | + 16名 |
| 冷蔵倉庫業 | 29 | △ 1 |
| 不動産賃貸業 | — | — |
| 合計 | 261 | + 15 |

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前期末比増減 |
|---------|--------|
| 男性 144名 | △ 10名 |
| 女性 24 | + 2 |
| 合計 168 | △ 8 |

(10) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|----------|
| 城北信用金庫 | 2,287百万円 |
| (株)新銀行東京 | 2,287 |
| (株)みずほ銀行 | 700 |
| 江東信用組合 | 552 |
| (株)三井住友銀行 | 400 |
| (株)三菱東京UFJ銀行 | 300 |

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 8,000,000株
- ② 発行済株式の総数 2,247,520株
- ③ 株主数 2,589名(前期末比291名減)
- ④ 大株主

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|--------------------------|-------|---------|
| (株) ベ ニ レ イ | 171千株 | 7.6% |
| (株) ヨ ン キ ュ ウ | 123 | 5.5 |
| 東 洋 水 産 (株) | 121 | 5.4 |
| (株) 海 昇 | 111 | 4.9 |
| (株) み ず ほ 銀 行 | 111 | 4.9 |
| (株) ニ チ レ イ フ レ ッ シ ュ | 79 | 3.5 |
| 横 浜 冷 凍 (株) | 57 | 2.5 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) | 39 | 1.7 |
| 築 地 魚 市 場 持 株 会 | 31 | 1.3 |
| 朝 日 生 命 保 険 (相) | 30 | 1.3 |

(注) 持株比率は自己株式(3,404株)を控除して計算しております。

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成28年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更いたしました。また、同日付で当社株式について10株を1株とする株式併合を実施するとともに発行可能株式総数についても8,000万株から800万株に変更いたしました。

(3) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 会社における地位及び担当及び重要な兼職の状況 | 氏 名 |
|---|---------|
| 代表取締役社長 | 吉 田 猛 |
| 取 締 役 (専務執行役員社長補佐兼管理本部長 兼コンプライアンス委員長) | 木 村 洋 介 |
| 取 締 役 (常務執行役員特命担当 兼八王子支社長兼八王子支社府中営業所長) | 桶 田 晴 生 |
| 取 締 役 (執行役員管理本部長補佐兼冷蔵事業部長 兼市場移転対策室長) | 関 均 |
| 取 締 役 (執行役員営業第二本部長) | 村 野 智 基 |
| 取 締 役 (執行役員経理部長) | 大 竹 利 夫 |
| 取 締 役 (執行役員営業第一本部長) | 村 山 弘 晃 |
| 取 締 役 | 石 川 誠 |
| 取 締 役 | 重 田 親 司 |
| 監 査 役 (常 勤) | 伊 藤 隆 |
| 監 査 役 | 室 谷 和 彦 |
| 監 査 役 | 長 沼 徹 |

- (注) 1. 取締役石川誠氏及び取締役重田親司氏は社外取締役であります。
 2. 監査役室谷和彦氏及び監査役長沼徹氏は社外監査役であります。
 3. 取締役石川誠氏、取締役重田親司氏、監査役室谷和彦氏及び監査役長沼徹氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 監査役伊藤隆氏は当社総務部長、内部監査室長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役室谷和彦氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役長沼徹氏は丸紅(株)総務部長、丸紅サービス(株)代表取締役社長、芙蓉観光(株)芙蓉カントリー倶楽部代表取締役社長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 氏 名 | 退任年月日 | 退 任 理 由 | 退任時の地位 |
|---------|------------|---------|--------|
| 小 松 貞 年 | 平成28年6月29日 | 任 期 満 了 | 取 締 役 |
| 杉 山 太 一 | 平成28年6月29日 | 任 期 満 了 | 取 締 役 |
| 安 食 芳 雄 | 平成28年6月29日 | 任 期 満 了 | 監 査 役 |

③ 執行役員の名等（平成29年3月31日現在）

| 地 位 | 担 当 | 氏 名 |
|---------|-------------------------|---------|
| 専務執行役員 | 社長補佐兼管理本部長兼コンプライアンス委員長 | 木 村 洋 介 |
| 常務執行役員 | 特命担当兼八王子支社長兼八王子支社府中営業所長 | 桶 田 晴 生 |
| 執 行 役 員 | 管理本部長補佐兼冷蔵事業部長兼市場移転対策室長 | 関 均 |
| 執 行 役 員 | 営業第二本部長 | 村 野 智 基 |
| 執 行 役 員 | 経理部長 | 大 竹 利 夫 |
| 執 行 役 員 | 営業第一本部長 | 村 山 弘 晃 |
| 執 行 役 員 | 豊海東市冷蔵㈱代表取締役社長 | 田 尻 博 一 |

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役石川誠氏、取締役重田親司氏、監査役室谷和彦氏及び監査役長沼徹氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

⑤ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|--------------------|------------|--------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 11名 (2) | 96百万円 (9) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 4 (3) | 15 (6) |
| 合 計 | 15 | 112 |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額20百万円以内（使用人分給与は含まないものとする。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、昭和59年6月29日開催の第36回定時株主総会において月額3百万円以内と決議いただいております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況及び発言状況 |
|----------|--|
| 取締役 石川 誠 | 当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 取締役 重田親司 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち、平成28年6月29日就任以降開催の14回全てに出席いたしました。企業経営者としての知見・経験も踏まえた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。 |
| 監査役 室谷和彦 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |
| 監査役 長沼 徹 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち、平成28年6月29日就任以降開催の14回中13回に出席いたしました。監査役会11回のうち6月29日以降開催の8回全てに出席いたしました。 取締役会において、企業経営者としての知見・経験も踏まえた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。 |

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 25百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 26百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、当事業年度の会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨とその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任とする議案の内容を決定いたします。

④ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

・金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容の概要

- i. 処分対象 新日本有限責任監査法人
- ii. 処分内容 業務改善命令（業務管理体制の改善）
3ヵ月間の業務の一部の停止命令
（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

iii. 処分理由

- i) 株式会社東芝の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、上記監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したこと。
- ii) 同監査法人の運営が著しく不当であると認められたこと。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するための体制等を下記のとおり整備しております。

なお、当社子会社とは、当社が直接出資する連結子会社をいいます。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

- ①取締役会は、法令、定款及び取締役会規程、その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ②取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ③取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
- ④監査役は監査役会規程及び監査役監査基準に則り、取締役会の職務執行の適正化を監査する。

(2) コンプライアンス

- ①当社及び当社子会社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を定め、取締役が、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員がコンプライアンスを遵守・実践するよう周知徹底する。
- ②当社及び当社子会社は、コンプライアンスを推進するために、体制の整備、コンプライアンスに係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、全社的なコンプライアンスを統括する機関として、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置する。
- ③当社及び当社子会社は、役職員の遵守すべきコンプライアンス・マニュアルを整備し、全役職員にコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図る。
- ④当社及び当社子会社は、社員等の相談・通報窓口として、通常の業務ラインとは別に「コンプライアンスホットライン」を置き、日常の業務においてコンプライアンスに係る問題等に気付いたときは相談できる体制をとる。また、その情報については秘密保持を厳守するとともに、相談者には不利益な取扱いを行わない。

⑤当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固拒絶し、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

(4) 内部監査

当社は、内部監査規程を定め、業務の実施部署から独立した内部監査部門が、当社グループに関する実効性のある内部監査を実施する。

ロ. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、リスク管理体制を整備するため、リスク管理規程を定め、リスク管理に係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、リスク管理担当役員を選任し、当社グループのリスク管理を統括する組織を設置して、リスク管理体制についての評価・指導を行う。
- ②当社グループの重要な投資等の個別案件については、職務権限規程及び稟議規程に基づき、経営会議で審議後、社長の決裁を得る。さらに、法令・定款及び案件の重要度に応じ、取締役会の承認を取得する。
- ③不測事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の把握に努め、当社グループの損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。

ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、経営方針・経営戦略等、当社グループの全役員・社員が共有する目標を定め、その浸透を図るとともに目標達成に向けて、各自が実施すべき具体的な目標を定める。
- ②当社は、職務権限規程により、当社の機構及び職位並びにその指揮命令の系列を定め、業務の適正な運営と効率化を図る。

- ③当社は、業務の執行が効率的に行われることを確保するため、また、経営の意思決定の迅速化を図るため経営会議を設置し、経営に関する最高方針及び全社的重要事項について審議する。

ニ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、法令及び文書規程等に基づき、当社が保有する情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、重要な会議の議事録・稟議書類等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は適切に保存しかつ管理する。
- ②取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社子会社の業務執行者の自律的な経営を尊重する一方、事業会社管理規程を定め、当社子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすることを周知徹底する。
- ②当社は、定期的に事業会社の報告連絡会議を開催し情報交換を行い、当社グループ全体の健全な発展を図る。
- ③当社執行役員及び社員が必要に応じて当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を兼任する。
- ④監査役は、監査役監査基準等に基づき、当社子会社に対して営業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。
- ⑤内部監査部門は、定期的に当社子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告する。

ヘ. 監査役への報告体制

- ①当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定期的に職務の執行状況を監査役に報告する。また、取締役及び使用人は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
- ②当社及び当社子会社の役職員は、監査役に対して、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ③当社及び当社子会社は、監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を就業規則に定め、役職員に周知徹底する。

ト. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ②監査役は、代表取締役と協議を実施するとともに、会計監査人と緊密に連携し、定期的に会合をもつなど意見及び情報交換を行い、内部監査部門とも緊密な連携を保つ。
- ③取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる諸費用(訴訟、往査の費用、外部専門家の活用にかかる費用等)については、必要に応じ予算を措置する。

チ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からの要請がある場合には、専属の使用人を配置して監査役の命令下において監査業務が遂行できる体制を確保する。また、当該使用人に係る人事異動、人事考課、懲戒処分については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

①コーポレート・ガバナンスについて

当社は、監査役出席のもと、定例取締役会を年12回、臨時取締役会を6回開催し、活発な議論や意見交換を行い、取締役会の実効性を確保しております。さらに、定例執行役員会を毎月開催し、執行役員の業務遂行状況をチェックしております。また、社外取締役・監査役に対しては議案内容の事前説明を行い、業務執行の意思決定の適正性、その監督の実効性を確保しております。なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細については、当社開示の「コーポレート・ガバナンス報告書」をご参照ください。

②コンプライアンス、リスク管理体制について

当社は、コンプライアンス年度計画を策定し、年2回開催のコンプライアンス委員会においてその進捗状況を確認いたしました。また、社員に対し、社内ネットワークを活用して、コンプライアンスにかかわる情報を適宜提供するとともに、社員向けのコンプライアンス研修会の開催や、各種講習会への参加を通じコンプライアンス意識の向上を図っております。

また、当社は、リスク総括表及びリスク評価マニュアルに基づき、当社グループにかかわる様々なリスクを管理しており、年2回開催のリスク管理委員会で状況を確認いたしました。

③当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について

当社グループは、年4回事業会社報告会を開催し、情報交換を通じて予算計画の進捗状況等を確認いたしました。また、当社子会社は事業運営においては、重要な案件について、事業会社管理規定に則り、承認申請・報告を行っております。さらに、内部監査室はグループ会社各社を定期的に訪問し、内部監査を実施しております。

④監査役の職務の実効性確保について

当社は、監査役会を設けており、原則月1回、計11回開催し、監査に関する重要な決議や、監査の方針、監査計画の協議をいたしました。併せて監査の実施状況について情報を共有するとともに、当社の内部統制の整備、運用状況について、各種会議への出席、稟議書等の確認、また、関係部署からのヒアリング等を通じて確認しております。

また、会計監査人、内部監査室その他内部統制にかかわる関係部署と適宜、意見交換を行うなど連携を図り、監査の実効性確保に努めております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|--------|-----------------|--------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流動資産 | 8,460 | 流動負債 | 5,959 |
| 現金及び預金 | 2,226 | 支払手形及び買掛金 | 3,043 |
| 受取手形及び売掛金 | 3,821 | 短期借入金 | 2,108 |
| 商品及び製品 | 1,935 | リース債務 | 36 |
| 原材料及び貯蔵品 | 12 | 未払金 | 42 |
| 前払費用 | 26 | 未払費用 | 254 |
| 短期貸付金 | 30 | 未払法人税等 | 2 |
| その他 | 498 | 未払消費税等 | 5 |
| 貸倒引当金 | △91 | 賞与引当金 | 62 |
| 固定資産 | 9,526 | その他 | 403 |
| 有形固定資産 | 7,620 | 固定負債 | 6,369 |
| 建物及び構築物 | 859 | 長期借入金 | 5,276 |
| 機械装置及び運搬具 | 16 | リース債務 | 88 |
| 土地 | 808 | 繰延税金負債 | 171 |
| リース資産 | 103 | 再評価に係る繰延税金負債 | 8 |
| 建設仮勘定 | 5,738 | 退職給付に係る負債 | 492 |
| その他 | 92 | 長期未払金 | 3 |
| 無形固定資産 | 143 | 長期預り保証金 | 315 |
| 投資その他の資産 | 1,763 | 資産除去債務 | 5 |
| 投資有価証券 | 1,405 | その他 | 6 |
| その他 | 544 | 負債合計 | 12,328 |
| 貸倒引当金 | △186 | 純資産の部 | |
| 繰延資産 | 99 | 株主資本 | 5,479 |
| 開業費 | 99 | 資本金 | 2,037 |
| 資産合計 | 18,086 | 資本剰余金 | 983 |
| | | 利益剰余金 | 2,464 |
| | | 自己株式 | △5 |
| | | その他の包括利益累計額 | 277 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 257 |
| | | 土地再評価差額金 | 19 |
| | | 純資産合計 | 5,757 |
| | | 負債・純資産合計 | 18,086 |

連結損益計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 金 額 |
|-------------------------------|-----|--------|
| 売 上 高 | | 78,310 |
| 売 上 原 価 | | 74,688 |
| 売 上 総 利 益 | | 3,622 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 3,674 |
| 営 業 損 失 | | 51 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 | 39 | |
| 受 取 配 当 金 | 32 | |
| そ の 他 | 18 | 89 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 8 | |
| そ の 他 | 10 | 19 |
| 経 常 利 益 | | 18 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 633 | 633 |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 652 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | 4 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | △0 |
| 当 期 純 利 益 | | 649 |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 649 |

連結株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------|---------|-------|-------|---------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 2,037 | 983 | 1,883 | △5 | 4,898 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △67 | | △67 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 649 | | 649 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期 変動額（純額） | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | 581 | △0 | 581 |
| 当 期 末 残 高 | 2,037 | 983 | 2,464 | △5 | 5,479 |

| | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 | | | | 純資産合計 |
|-------------------------|-----------------------|---------|----------------|-------------------|-------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 土地再評価 差 額 金 | その他の包括利 益累計額合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 749 | △0 | 19 | 768 | 5,666 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △67 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | | | 649 |
| 自己株式の取得 | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の当期 変動額（純額） | △491 | 0 | — | △491 | △491 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | △491 | 0 | — | △491 | 90 |
| 当 期 末 残 高 | 257 | — | 19 | 277 | 5,757 |

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社

豊海東市冷蔵㈱、共同水産㈱、㈱東市ロジスティクス、築地市川水産㈱
当連結会計年度において、築地市川水産㈱の株式取得に伴い、同社を連結の範囲に含めております。

非連結子会社 3社

築地企業㈱、東市築地水産貿易（上海）有限公司、㈱キタシヨク

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社 0社

非連結子会社である築地企業㈱、東市築地水産貿易（上海）有限公司、㈱キタシヨクは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の範囲から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち築地市川水産㈱の決算日は2月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、3月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

(ロ) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……………主として定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 8～47年 |
| 機械装置及び運搬具 | 10～13年 |

無形固定資産（リース資産を除く）

……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準…当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退

職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

繰延資産の処理の方法

- 開業費……………会社開業時より5年で定額償却することとしております。
- ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。
- のれんの償却方法及び償却期間…のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。
- 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 重要な会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,460百万円

(2) 保証債務

銀行借入保証

東市築地水産貿易(上海)有限公司 32百万円

(3) 土地再評価法の適用

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ① 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の土地評価価額に合理的な調整を加味して算出しております。
- ② 再評価を行った年月日 平成14年3月31日

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当連結会計年度 期首株式数(千株) | 当連結会計年度 増加株式数(千株) | 当連結会計年度 減少株式数(千株) | 当連結会計年度末 株式数(千株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 22,475 | — | 20,227 | 2,247 |
| 合計 | 22,475 | — | 20,227 | 2,247 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | 32 | 0 | 29 | 3 |
| 合計 | 32 | 0 | 29 | 3 |

(注) 平成28年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施しております。

発行済株式の普通株式の株式減少20,227千株は、株式併合による減少であります。

自己株式の普通株式の株式増加0千株は、単元未満株式の買い取りによる増加であり、自己株式の普通株式の株式減少29千株は、株式併合による減少であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当 額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成28年6月 29日定時株主 総会 | 普通株式 | 67 | 3.00 | 平成28年3月31日 | 平成28年6月30日 |

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

| (決議) | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成29年6月29日定時株主総会(予定) | 普通株式 | 利益剰余金 | 67 | 30.00 | 平成29年3月31日 | 平成29年6月30日 |

(注) 平成28年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施しております。平成29年3月期1株当たり配当額につきましては、当該株式併合の影響を考慮した金額を記載しております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

(金融商品に対する取組方針)

当社グループの資金調達については銀行借入金によっております。デリバティブ取引は為替予約取引であり、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行っておりません。

(金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制)

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況をその都度、把握する体制をとっております。

株式等である投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されていますが、取締役会及び経営会議への報告等、個別リスク管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であり、長期借入金は主に設備投資にかかる資金調達です。変動金利の借入金はありません。

デリバティブ取引は将来の外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引等があり、職務権限規程等に定める決裁権限に基づき実需の範囲で行うこととしております。また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、これらの管理は業務部が適時に資金繰り計画を作成・更新して管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|--------------|------------|--------|-----|
| 1) 現金及び預金 | 2,226 | 2,226 | — |
| 2) 受取手形及び売掛金 | 3,821 | 3,821 | — |
| 3) 投資有価証券 | 1,223 | 1,223 | — |
| 資 産 計 | 7,271 | 7,271 | — |
| 1) 支払手形及び買掛金 | 3,043 | 3,043 | — |
| 2) 短期借入金 | 2,102 | 2,102 | — |
| 3) 長期借入金 | 5,283 | 5,282 | △0 |
| 負 債 計 | 10,429 | 10,428 | △0 |
| デリバティブ取引 | — | — | — |

1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

1) 現金及び預金、並びに2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

1) 支払手形及び買掛金、並びに2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

注2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分 | 連結貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 非上場株式等 | 181百万円 |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。なお、非上場株式等については「3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では東京都において賃貸用マンション、賃貸商業施設を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 連結貸借対照表計上額 | 時 価 |
|------------|----------|
| 1,427百万円 | 1,441百万円 |

注1 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

注2 当連結会計年度末の時価は「不動産鑑定評価基準」等に基づいて算定した金額であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,565円49銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 289円25銭

(注) 平成28年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|--------|-----------------|--------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 8,367 | 流 動 負 債 | 5,575 |
| 現金及び預金 | 2,177 | 受託販売未払金 | 165 |
| 受取手形 | 14 | 買掛金 | 2,638 |
| 売掛金 | 3,395 | 短期借入金 | 2,044 |
| 商品及び製品 | 1,580 | 未払費用 | 223 |
| 原材料及び貯蔵品 | 5 | 未払法人税等 | 1 |
| 未収入金 | 550 | 賞与引当金 | 59 |
| その他 | 736 | その他 | 441 |
| 貸倒引当金 | △91 | 固 定 負 債 | 5,990 |
| 固 定 資 産 | 8,865 | 長期借入金 | 5,083 |
| 有形固定資産 | 6,937 | 退職給付引当金 | 432 |
| 建物 | 696 | 長期預り保証金 | 308 |
| 土地 | 613 | 繰延税金負債 | 101 |
| 建設仮勘定 | 5,477 | その他 | 64 |
| その他 | 150 | 負 債 合 計 | 11,566 |
| 無形固定資産 | 88 | 純 資 産 の 部 | |
| 投資その他の資産 | 1,839 | 株 主 資 本 | 5,393 |
| 投資有価証券 | 1,369 | 資 本 金 | 2,037 |
| 関係会社株式 | 152 | 資 本 剰 余 金 | 977 |
| 関係会社長期貸付金 | 227 | 資 本 準 備 金 | 977 |
| 破産更生債権等 | 129 | 利 益 剰 余 金 | 2,385 |
| その他 | 91 | その他利益剰余金 | 2,385 |
| 貸倒引当金 | △130 | 繰越利益剰余金 | 2,385 |
| 資 産 合 計 | 17,232 | 自 己 株 式 | △5 |
| | | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 273 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 253 |
| | | 土地再評価差額金 | 19 |
| | | 純 資 産 合 計 | 5,666 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 17,232 |

損 益 計 算 書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-------------------------|-----|--------|
| 売 上 高 | | 73,257 |
| 売 上 原 価 | | 70,326 |
| 売 上 総 利 益 | | 2,931 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | | 2,889 |
| 営 業 利 益 | | 42 |
| 営 業 外 収 益 | | |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 | 73 | |
| そ の 他 | 14 | 87 |
| 営 業 外 費 用 | | |
| 支 払 利 息 | 8 | |
| そ の 他 | 4 | 13 |
| 経 常 利 益 | | 116 |
| 特 別 利 益 | | |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益 | 633 | 633 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 749 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | | 3 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | | — |
| 当 期 純 利 益 | | 746 |

株主資本等変動計算書

(自 平成28年4月1日)
(至 平成29年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|-------------------------------------|---------|-----------|-----------------|---------|-------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | | 資 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | |
| 当 期 首 残 高 | 2,037 | 977 | 1,705 | △5 | 4,714 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △67 | | △67 |
| 当期純利益 | | | 746 | | 746 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | — | — | 679 | △0 | 679 |
| 当 期 末 残 高 | 2,037 | 977 | 2,385 | △5 | 5,393 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------------------|----------------------------|---------------|-----------------|------------------------|-----------|
| | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 | 土 地 再 評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 745 | △0 | 19 | 765 | 5,479 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △67 |
| 当期純利益 | | | | | 746 |
| 自己株式の取得 | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 (純 額) | △492 | 0 | — | △492 | △492 |
| 当期変動額合計 | △492 | 0 | — | △492 | 187 |
| 当 期 末 残 高 | 253 | — | 19 | 273 | 5,666 |

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの………移動平均法による原価法

デリバティブ………時価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……主として定率法

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----|-------|
| 建 物 | 8～47年 |
|-----|-------|

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づいて算定した額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 重要な会計方針の変更に関する注記

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表等に関する注記

| | |
|--------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 2,244百万円 |
| (2) 保証債務 | 232百万円 |
| 銀行借入保証 | |
| 共同水産株式会社 | 200百万円 |
| 東市築地水産貿易（上海）有限公司 | 32百万円 |
| (3) 関係会社に対する短期金銭債権 | 919百万円 |
| (4) 関係会社に対する短期金銭債務 | 40百万円 |
| (5) 土地再評価法の適用 | |

当社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

①再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の土地評価価額に合理的な調整を加味して算出しております。

②再評価を行った年月日
平成14年3月31日

4. 損益計算書に関する注記

| | | |
|-----------|------------|----------|
| 関係会社との取引高 | 売上高 | 2,097百万円 |
| | 仕入高 | 840百万円 |
| | 営業取引以外の取引高 | 7百万円 |

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数(千株) | 当事業年度中 増加株式数(千株) | 当事業年度中 減少株式数(千株) | 当事業年度末 株式数(千株) |
|---------|--------------------|---------------------|---------------------|-------------------|
| 普通株式(注) | 32 | 0 | 29 | 3 |
| 合 計 | 32 | 0 | 29 | 3 |

(注) 平成28年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施しております。

普通株式の自己株式の株式数増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

普通株式の自己株式の株式数減少29千株は、株式併合による減少であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産

| | |
|-----------|-----------|
| 貸倒引当金 | 68百万円 |
| 賞与引当金 | 18百万円 |
| 退職給付引当金 | 132百万円 |
| 減損損失 | 54百万円 |
| 有価証券等評価損等 | 43百万円 |
| 繰越欠損金 | 1,276百万円 |
| その他 | 14百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 1,607百万円 |
| 評価性引当額 | △1,607百万円 |
| 繰延税金資産合計 | －百万円 |

(2) 繰延税金負債の発生の主な原因

| | |
|-----------|--------|
| 有価証券評価差額金 | 101百万円 |
| 資産除去債務 | 0百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 101百万円 |

7. 関連当事者との取引に関する注記
 子会社及び関連会社等

| 属性 | 会社名 | 議決権等の 所有割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末 残高 |
|-----|---------|---------------|------------------------|-----------------------|-------------------|------------------------|------------------|
| 子会社 | 共同水産㈱ | 所有 直接100% | 商品の売買、 融資、役員の兼 任 | 資金の貸付(注1) 債務保証(注2) | 百万円 256 200 | 短期貸付金 | 百万円 340 |
| 子会社 | 築地市川水産㈱ | 所有 間接100% | 商品の売買、 資 融 | 資金の貸付(注1) | 百万円 315 | 短期貸付金 | 百万円 315 |
| 子会社 | ㈱キタショク | 所有 間接100% | 商品の売買、 資 融 | 資金の貸付(注1) | 百万円 △12 | 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 | 百万円 22 227 |

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しており、短期の貸付については純額で表示しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 共同水産㈱の借入金に対して債務保証を行ったものです。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,525円21銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 332円74銭

(注) 平成28年10月1日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を実施したため、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

築地魚市場株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄 司 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 久保 英 治 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、築地魚市場株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、築地魚市場株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

築地魚市場株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 栄 司 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 久保 英 治 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、築地魚市場株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

平成29年5月26日

築地魚市場株式会社

代表取締役社長 吉田 猛 殿

築地魚市場株式会社 監査役会

監査役(常勤) 伊藤 隆 ⑩
監査役 室谷 和彦 ⑩
監査役 長沼 徹 ⑩

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役室谷和彦及び監査役長沼徹は社外監査役であります。

以 上

以 上

メ モ

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株 主 メ モ

| | |
|-------------|--|
| 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎年6月 |
| 株主名簿管理人 | 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 |
| 問 合 せ 先 | 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 (証券代行事務センター) みずほ信託銀行株式会社 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル) |
| 公 告 掲 載 方 法 | 電子公告 (http://www.tsukiji-uoichiba.co.jp/) ただし、事故その他やむを得ない事情によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 |

株式事務の取扱い

- 株式に関する各種お手続き（住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受領方法の指定等）は、株主様が口座を開設されている証券会社にてお取扱いしております。詳しくは、お取引証券会社にお問合せ下さい。
- 証券会社に口座を開設されていない株主様の株式につきましては、「特別口座」で管理されております。「特別口座」に関する各種お手続き（証券会社の口座への振替、住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受領方法の指定等）は、みずほ信託銀行にてお取扱いいたします。
(みずほ証券では取次のみとなります)
- 未払配当金のお受取りにつきましては、みずほ信託銀行、みずほ銀行にてお取扱いいたします。
(みずほ証券では取次のみとなります)